

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 5月11日
【会社名】	株式会社エナリス
【英訳名】	ENERES Co., Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林昌宏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台二丁目 5 番地 1 御茶ノ水ファーストビル
【電話番号】	03-6657-5453 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 最高財務責任者 経営管理本部長 井村勝
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台二丁目 5 番地 1 御茶ノ水ファーストビル
【電話番号】	03-5284-8326
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 最高財務責任者 経営管理本部長 井村勝
【縦覧に供する場所】	株式会社エナリス 関西支店 (大阪府大阪市中央区道修町三丁目3番11号旭光ビル8階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成29年3月7日付（当社への訴状到着日は平成29年5月10日）で、東京地方裁判所において訴訟の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1．当該訴訟の提起があった裁判所及び年月日

訴訟の提起があった裁判所 東京地方裁判所  
訴訟の提起日 平成29年3月7日（当社への訴状到着日は平成29年5月10日）

### 2．当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

訴訟を提起した者 株式会社ナニワ  
住所 東京都江戸川区中央4丁目20番6号  
代表者の氏名 船橋康治

### 3．当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

#### 訴訟の内容

原告は、当社との売買契約に基づき当社から買い受けた太陽光発電設備に関して、通路整備不良の瑕疵があり売買契約の目的を達成できないとし、太陽光発電設備に関する売買契約とともにその敷地に関する売買契約を解除し、当社に対し、原状回復に基づく既払い売買代金の返還と弁護士費用の損害賠償を求めているものです。

損害賠償請求金額 546,656千円

以 上